

新婚さんの新生活を応援します！

町では、令和4年度に引き続き、新婚世帯に対して、住宅の購入や賃貸、引越しにかかる費用を補助します。最大60万円の補助となりますので、ご活用ください。

【対象世帯】

令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、かつ、婚姻日に夫婦とも39歳以下の次の要件をすべて満たす世帯。

- ①対象となる住居が町内にあること
- ②申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ③令和3年1月1日から令和3年12月31日までの夫婦の所得を合算した世帯所得が500万円未満であること。申請時において無職の場合でも所得確認ができるものを提出すること。さらに、貸与型奨学金の返済をしている場合は、年間返済額を控除した額を世帯所得とする。
- ④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

【対象費用】 令和5年1月1日から令和6年3月31日までの期間に、結婚を機に新たに物件を購入、リフォーム、賃借する際に要した費用のほか、引越しに係る実費等。

【補助限度額】 1世帯当たり30万円。夫婦ともに29歳以下の場合は、60万円を上限とする。

※その他詳細についてはお問い合わせください。



八峰町へ寄附をいただきました

一般寄附

秋田県八峰町 同和損害保険株式会社
代表取締役社長 新納 啓介

あいおいニッセイ
同和損害保険株式会社
代表取締役社長 新納 啓介

阪回秋田支店長

活用先：交通事故防止関係

企業版ふるさと納税

秋田県八峰町 山一施設工業株式会社
代表取締役社長 阿部 公雄

阿部社長

活用先：交通空白地・交通弱者対策事業

11月はふるさと納税利用促進月間です

ふるさと納税利用促進月間とは？

ふるさと納税の意義を広く国民に伝え、制度の利用を一層広げるため、本町が加入している「ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合」では、11月を「ふるさと納税利用促進月間」とし、広く制度の利用を呼びかけることにより、新たな利用者の拡大を図ることを予定しています。

八峰町では、「ふるさとチョイス」「さとふる」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」「ふるさとぷらす」「JREモール」の6サイトで申込みが可能です。

この機会に、ふるさと納税制度の理解を深め、ふるさとを想い、考えてみてはいかがでしょうか。

詳細は、下記URLよりホームページをご覧ください

ホームページ：https://www.town.happo.lg.jp/archive/contents-1368



海産物の直売所 お母さんのお店代表 若狭 敏春さん（田中）

海産物の直売所「お母さんのお店」代表の若狭敏春さんより100万円の寄附をいただきました。寄附金は、若狭さんの希望により、教育関係（八峰町内の児童生徒のため）の費用に活用させていただきます。

「お母さんのお店」は、ローソン峰浜沼田店の向かいで野菜やバイ貝、サザエなどを販売しています。



■問合せ先 企画財政課 ☎76-4603



たむら歯科

院長 田村 誠

〒018-2673 八峰町八森字中家後4番6

TEL:0185-74-6788

〈予約制〉

診療時間	月	火	水	木	金	土	日/祝
9:00~12:30	○	○	○	○	○	12:00まで	休
14:30~18:00	○	○	○	○	○	休	休

◎歯科衛生士募集（パート可）

◎訪問診療しております。

詳しく知りたい方はお電話ください

JA秋田やまもとSS スタッドレスタイヤキャンペーン実施中



11月30日（木）まで！詳しくは各SSまでお問い合わせください



八森給油所☎77-3003 峰浜給油所☎76-3153